

令和2年度 第1回住居表示審議会次第

日時：令和2年8月3日（月）

午後1時30分～

場所：鶴岡市総合保健福祉センター

「にこ・ふる」3階大会議室

委嘱状交付

1. 開会

2. あいさつ

3. 審議会委員、幹事、書記の紹介

4. 仮議長選出

5. 会長、副会長の選出

6. 協議

（1） 質問：令和3年度に住居表示を実施する区域の選定について

（2） 次回日程について

（3） その他

7. 閉会

8. 現地視察：茅原北地区土地区画整理事業区域及び周辺

マイクロバスで現地を視察します。

令和2年度 住居表示審議会委員及び幹事・書記名簿

	No.	役 職	氏 名
公共的団体等の役員及び職員	1	山形地方法務局鶴岡支局長	堀之内 文昭
	2	鶴岡郵便局長	佐藤 哲也
	3	鶴岡市町内会連合会副会長	保科 梧郎
	4	鶴岡市茅原北土地区画整理組合理事長	梅木 力
	5	第三学区コミュニティ協議会会長	長南 吉美
	6	第三学区コミュニティ協議会事務局長	羽田 明美
	7	茅原町内会長	齋藤 正勝
	8	余慶町内会長	石塚 正子
学識経験者	9	山形大学農学部名誉教授	上木 勝司
	10	山形県宅地建物取引業協会鶴岡地区長	阿部 俊夫
	11	鶴岡市文化財保護審議会会長	植松 芳平

	職 名	氏 名
幹事	市民部長	五十嵐 浩一
	都市計画課長	岡部 信宏
	学校教育課長	成澤 和則
	市民部参事（兼）市民課長	佐藤 美鈴
書記	都市計画課 都市計画主査	三浦 一夫
	市民課 課長補佐	石川 秀和
	市民課管理主査	富樫 智

## 茅原地区住居表示整備事業（概要）

### 1. 事業目的

住居表示整備事業は「住居表示に関する法律」に基づき、住居の表し方を土地の地番を使用した「番地」から、「街区符号（番）」と「住居番号（号）」による表示に改め、住所をわかりやすくし住民生活の利便性の向上を図り、住みよい町づくりを行う。

### 2. 事業概要

平成27年から本市の茅原北地区で進められている「茅原北土地区画整理事業」の換地処分公告に合わせ、同事業地内及びその周辺地域を住居表示区域として整備するもの。

#### （1）事業の名称

茅原地区住居表示整備事業

#### （2）事業区域（諮問する実施区域）

・茅原北土地区画整理事業地内及びその周辺

茅原北地区（茅原北土地区画整理事業地、字草見鶴、字中谷地の一部）別紙地図③

字西茅原（一部除く）別紙地図④⑤

#### （3）住居表示の実施日

令和3年8月

### 3. 茅原北土地区画整理事業地内及び周辺地域の現況

【現況】（別紙1参照）

No.	町名及び区域	面積		世帯数		人口		備考
1	茅原町	22.3ha		415世帯		821人		別紙1 ①
2	余慶町	12.3ha		225世帯		620人		別紙1 ②
3	茅原北地区 (土地区画整理事業地内) (草見鶴、中谷地の一部含む)	33.0ha		265世帯 (計画)		715人 (計画)		別紙1 ③
4	字西茅原 (一部除く)	112号線 北側	12.8	14.5 ha	478	523 世帯	963人	別紙1 ④
		112号線 南側	1.7		45		77人	
							1,040人	別紙1 ⑤

#### 4. 今後の予定（案）

R2年8月3日	第1回住居表示審議会 (諮問：住居表示を実施する区域・表示方式について)
9月中旬	第2回住居表示審議会 (答申：住居表示を実施する区域・表示方式について) (諮問：町及び字の区域及び名称の変更について)
9月中旬	住民説明会（町境、町名の選考方法等について）
11月	町境、町名（案）の決定
12月上旬	12月議会 (議決：住居表示を実施する区域・表示方式について)
R3年1月	第3回住居表示審議会 (答申：町及び字の区域及び名称の変更について) 公告 (住居表示に関する法律第5条の2第1項：区域及び名称の変更について)
3月	3月議会 (議決：町及び字の区域及び名称の変更、町名決定)
6月	公告 (地方自治法第260条第1項：区域及び名称の変更)
8月	住居表示実施

## 住居表示整備計画の基準等について

1 住居表示を実施する判断基準は、概ね次のように規定しています。

- (1) 一団地の規模が 10ha 以上の宅地開発が進み、その区域内の建築率が概ね 30%に達している区域。
- (2) 宅地開発の進捗状況、隣接の町の面積並びに街区割り、自治組織等から勘案して、隣接の町への編入が妥当と認められる区域。
- (3) 土地区画整理事業の換地処分にかかるもの。

## 2 本市の実施状況

- (1) 実施総面積 1, 715 ha (平均面積 23.5ha)
- (2) 町の数及び街区数 73町 1, 771 街区
- (3) 最小・最大面積 最小：昭和町 10.05 ha  
最大：宝田一丁目 66.44 ha  
大山三丁目 56.86 ha
- (4) 最少・最多街区 最少：本町一丁目 9 街区  
泉町 9 街区  
最多：道形町 54 街区

# 鶴岡市住居表示整備実施要綱

平成17年10月 1日制定

## 第1 目的

この要綱は、住居表示に関する法律（昭和37年5月10日公布施行、法律第119号）の規定に基づき、住居表示実施についての方針、計画並びに実施基準等を定めることを目的とする。

## 第2 住居表示実施の基本方針

### (1) 住居表示の方法

本市の実情を勘案し、街区方式とする。

### (2) 住居表示審議会

鶴岡市住居表示審議会条例（昭和39年条例53号）に基づき同審議会を設置し、住居表示に関する事項につき調査審議するものとする。

## 第3 住居表示実施計画

実施する市街地の区域を（別図）のとおりとする。

## 第4 住居表示整備実施基準

### 1 町名の定め方

- (1) 町の名称を定める場合には、従来の名称に準拠して歴史上由緒あるもの、親しみ深く語調のよいものを選択する。
- (2) あらたに町の名称をつけるときは、常用漢字を用いる等簡明を旨とする。
- (3) 同一の町の名称又は、まぎらわしい町の名称は用いないようとする。
- (4) 町の名称に丁目をつける場合には鶴岡駅を中心とし、放射線式又は環状式により整然と配列する。この場合、丁目の数はおおむね二、三丁目程度にとどめるものとする。
- (5) 実施区域においては、字の呼称は使用しない。

### 2 町割の方式

町割りは、その地域の特性に応じて街区方式を採用する。（街区方式とは、数個の街区をもって町を構成するもので、町界は主として主要道路をとるものという。）

### 3 町の境界

町の境界は、公道・河川・水路・鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。この場合、境界線は、公道・河川・水路等の側線とする。

#### 4 町の形成及び規模

- (1) 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛地が生じないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成するようとする。
- (2) 町の規模は、市街地の用途地域別及びその地域の人口、家屋の密度等の状況を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように、また、町数が著しく多くならないようとする。

#### 5 街区割り

- (1) 街区は、道路・河川・水路・鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定める。
- (2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとし、1街区の面積は、3,300 平方メートル (1,000 坪) から 6,600 平方メートル (2,000 坪) を基準とする。

#### 6 街区符号のつけかた

街区符号は、数字を用い、鶴岡駅に最も近い街区を起点とし、蛇行式により符号をつける。

#### 7 住居番号のつけかた

- (1) 住居番号は、住居表示台帳として作成される地図に基づいて、次の基準によりつけるものとする。
  - イ 鶴岡駅に近い街区の角を起点として、右回りに街区の境界線をあらかじめ一定の間隔に区切り、住居番号の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）を当該間隔に順次つける。
    - ロ 基礎番号の間隔は原則として 10 メートルとする。但し 3 ケタの基礎番号になる場合は間隔を 20 メートルにすることができる。
    - ハ 街区の一辺の間隔に 2 分の 1 未満の端数が生じたときは、直前の間隔に加えて定める。
  - 二 住居番号は、次に掲げる基礎番号をもって当該建物の住居番号とする。
    - (イ) 建造物の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合には、当該出入口が街区の境界線と接しているところの基礎番号。
    - (ロ) 建造物の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合には、当該建造物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号。
  - (2) 特殊な場合の住居番号は、次の基礎番号を住居番号とする。

- イ 建造物の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合には、原則として若い数字の基礎番号。
- ロ 建造物に主要な出入口又は通路が二つ以上あるときは、主要な出入口又は通路一つを選定して、その出入口又は通路に接しているところの基礎番号。
- ハ 一街区の全部を一つの建造物が占めている場合においても、当該建造物の主要な出入口が接している基礎番号。

#### 8 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例によるものとする。

町名	街区符号	住居番号
山形県 鶴岡市 ○○町 (○○丁目)	○番	○号

上記の表示を略記する場合には、次の例によるものとする。

町名	街区符号	住居番号
山形県 鶴岡市 ○○町 (○○丁目)	○	一〇

#### 9 中高層建物についての特例

中高層建物（4階以上）で、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居・店舗・事務所又は倉庫その他の建物として用途に供することができるものの住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、次のとおりとする。

##### (1) 住居番号のつけ方

イ 建物の通路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とする。

ロ 1街区の中にある中高層建物について一定の基礎により棟番号がつけられている場合には、棟番号と各戸の番号をもって住居番号とする。

ハ 棟番号は駅に近い建造物を起点とし、一定の基準により整然とつけるものとする。すでに棟番号が一定の基準により整然とつけられているものについては、そのまま用いることができる。

ニ 各戸の番号は、1階は100台、2階は200台というように一定の順序により整然とつけるものとする。

##### (2) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは次の例によるものとする。

###### (1) のイの場合

町名	街区符号	住居番号
山形県 鶴岡市 ○○町 (○○丁目)	○番	○一〇〇〇号

基礎番号 各戸の番号

(1) の口の場合

町名	街区符号	住居番号
山形県 鶴岡市 ○○町 (○○丁目)	○番	○ - ○○○ 号
棟番号 各戸の番号		

10 住居表示台帳

住居表示を行う区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置及びその出入口又は通路を表示した住居表示台帳を作製し保管する。住居表示台帳は縮尺 500 分の 1 によるものとする。

第5 表示板の基準

1 街区表示板

住居表示を行う区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）を設置するには次によるものとする。

(1) 設置場所

街区表示板は、歩行者・諸車から見やすいところに設けるものとし、各街区の角付近の建造物の適当な箇所又は標柱にはりつけ、表示物の下端がおおむね地上 1.6 メートルになるようとする。この場合街区表示板の周辺 1 メートル以内に他の表示板等がないように留意して設置する。

(2) 寸法及び表記

街区表示板の寸法は、縦 560 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、縦の表記とする。（別紙 1 のとおり）

(3) 文字及び数字の書体

イ 町の名称等に使用する文字の書体は、写真植字の「中角ゴシック体」を用いる。  
ロ 街区符号の表示に用いる数字は、アラビア数字とし、その書体はユニバースメデュウムを用いる。

(4) 色 彩

表示板は2色をもって構成し、次のとおり 1 色は地色とし、文字・数字はその他の色とする。なお、地色と文字・数字の配色は、視認度が高く、街区表示板の設けられる場所の環境と調和するようにするものとする。

イ 文字・数字の色は、日本工業規格（JIS）Z8721「色の三属性による表示方法」による明度 8 以上の無彩色か明度 8 以上で彩度 2 以下の淡色とする。  
ロ 地色は、（別紙 2）に掲げる 12 種類の範囲内において採用するものとする。

(5) 材 質

街区表示板は、容易に腐朽し、又は退色しない材質のものにより作製する。

## 2 住居番号表示板

建造物の所有者・管理者又は占有者が住居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）を表示する場合には、次によるものとする。

### （1）表示場所

住居番号表示板は、門柱又は玄関のおおむね 1.6 メートルの高さの歩行者から見やすい場所に付けるものとする。大きな建造物の場合にあっては、その設けられる住居番号表示板の大きさに比例して適当な高さに歩行者から見やすい場所に付けるものとする。

### （2）寸法及び表記

イ 住居番号表示板は、縦 60 ミリメートル、横 120 ミリメートルの寸法で、横の表記としたものを用いる。（別紙 3 のとおり）

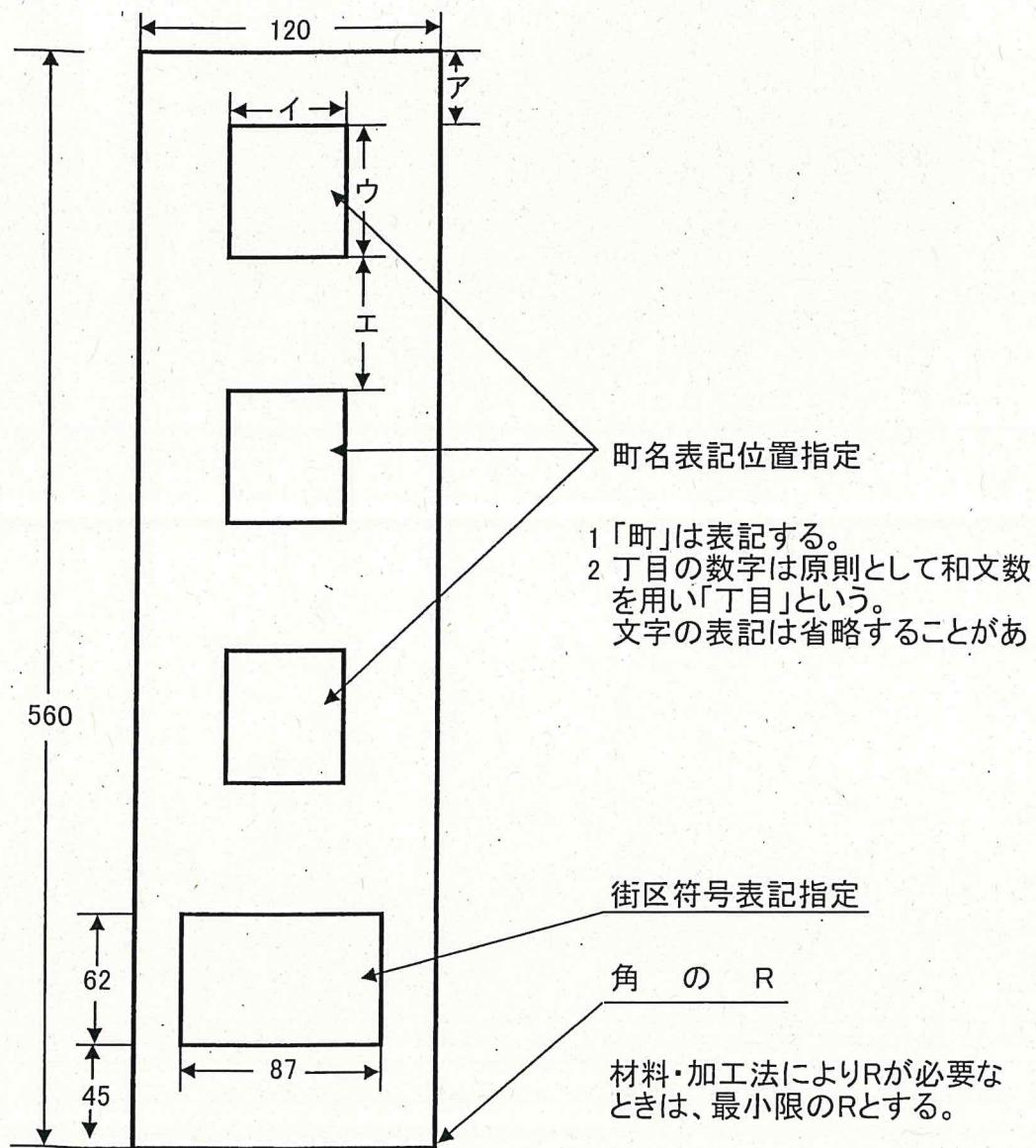
また、枝番表示板は、縦 60 ミリメートル、1 衢の横を 55 ミリメートル、2 衢の横を 68 ミリメートルとする。（別紙 4 ①のとおり）

なお、大きな建造物の場合は、その建物の大きさに比例して大きなものを用いることができる。

- ロ 第 4 の 9 の（1）のイの場合は、街区符号及び基礎番号を表記した（別紙 3）による表示板並びに各戸の番号を表記した（別紙 4 ②）の表示板によるものとする。
- ハ 第 4 の 9 の（1）のロの場合には、街区符号及び棟番号を表記した（別紙 3）による表示板並びに各戸の番号を表記した（別紙 4）の表示板によるものとする。
- ニ 建造物の所有者が、上記の表示板によらない表示をしようとする場合（例えば、建物の壁面への埋め込み、数字のみの取り付け、あるいは、建物に直接塗書するなどによる場合）であっても、その表記は上記によるよう努めなければならない。

### （3）その他

- イ 数字の書体・色彩・材質等については、街区表示板の例によるものとする。
- ロ 中高層建物の棟番号がつけられている場合、その棟番号を表示しようとするときは、他の棟番号の設置箇所と関連を持たせて一定の場所に歩行者から見やすいように整然と付けるものとする。
- ハ 住居番号に欠番が多い場合には、住居番号の位置関係を矢印で表示したり、案内板を設けるなどわかりやすくするものとする。

町名の字数による表記位置指定

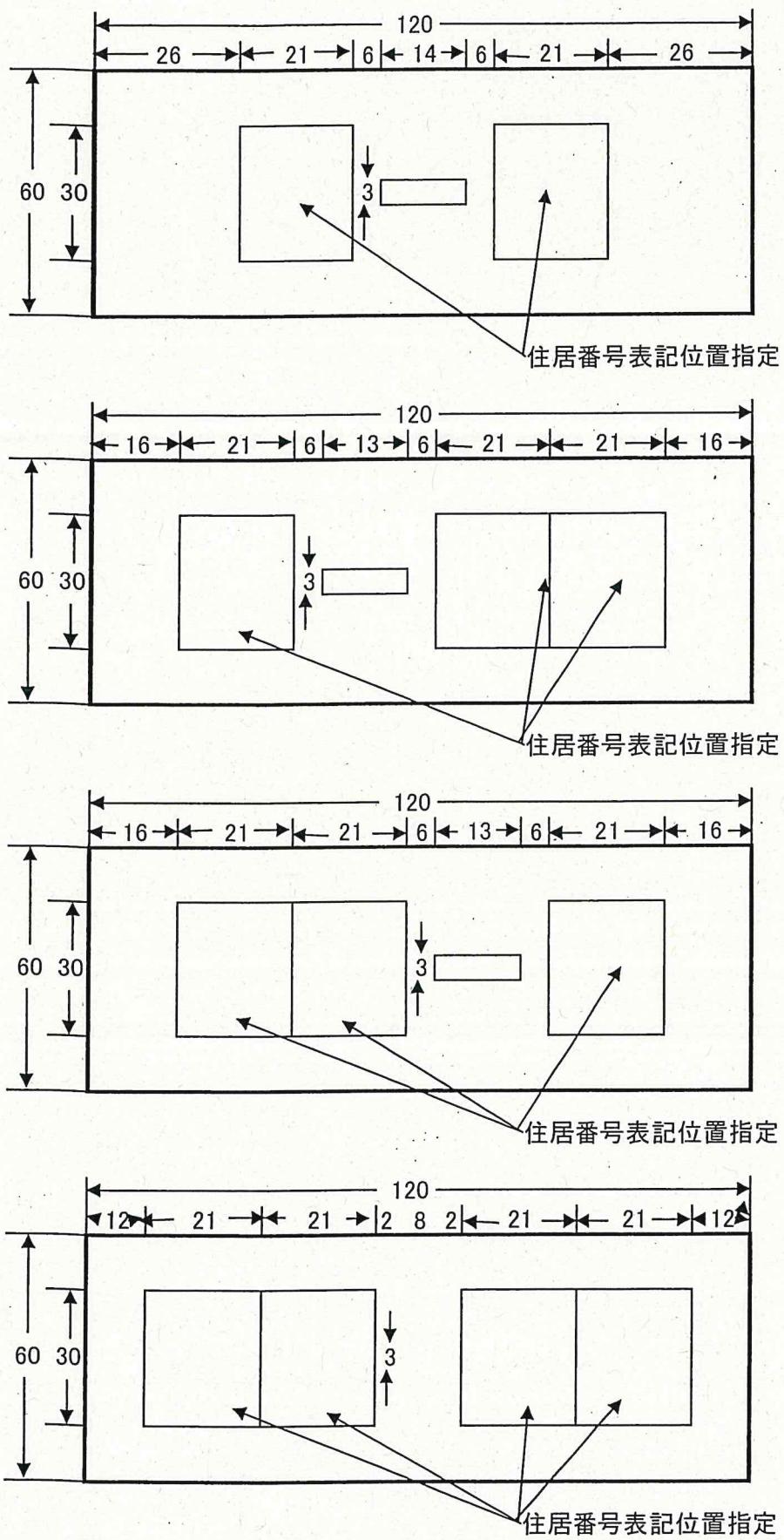
位置 指定	ア 表示板の上端から 最初の文字までの 距離	イ×ウ 文字の大きさ	エ 文字間の距離
字数	距離		
2	125	50×50	50.0
3	100	50×50	37.5
4	85	50×50	25.0
5	60	50×50	20.0
6	52	45×45	14.0
7	52	40×40	10.0
8	52	40×36	9.0

## 別紙2

色彩指定

慣用色名表示 (JISZ8102)	色の3属性による表示 (JISZ(8721))	
灰 色	N	4
灰 味 赤	5R	5/2
う す 赤	5R	6/4
暗 い 茶	10R	4/5
黄 茶	10YR	5.5/4.5
暗 い 黄 緑	5GY	5/5.5
黄 緑	10GY	8/8
に ぶ 緑	10G	5/5.5
青 緑	2.5BG	4/8
青味黒(鉄色)	7.5BG	2/2
暗 い 青	2.5PB	2.5/7
う す 青 紫	7.5PB	6/8

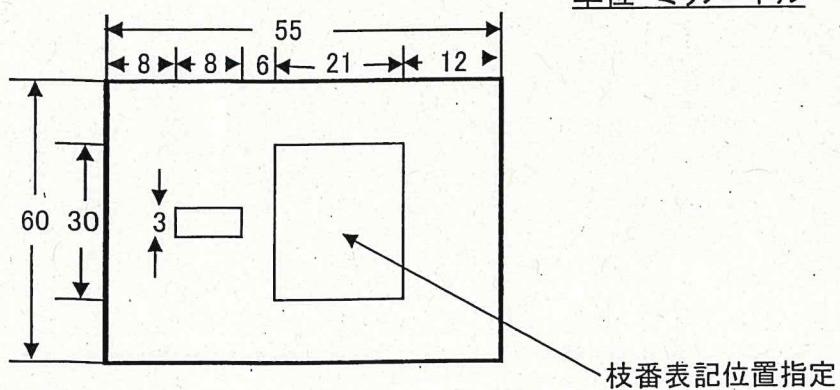
## 別紙3



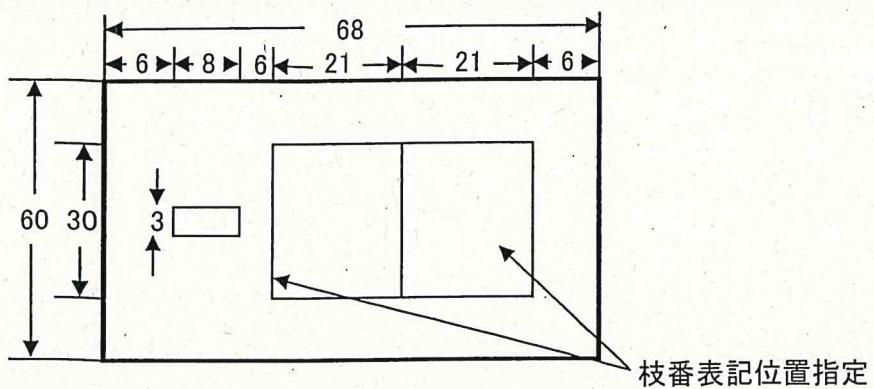
## 別紙4

### ① 枝番表示板

単位 ミリメートル



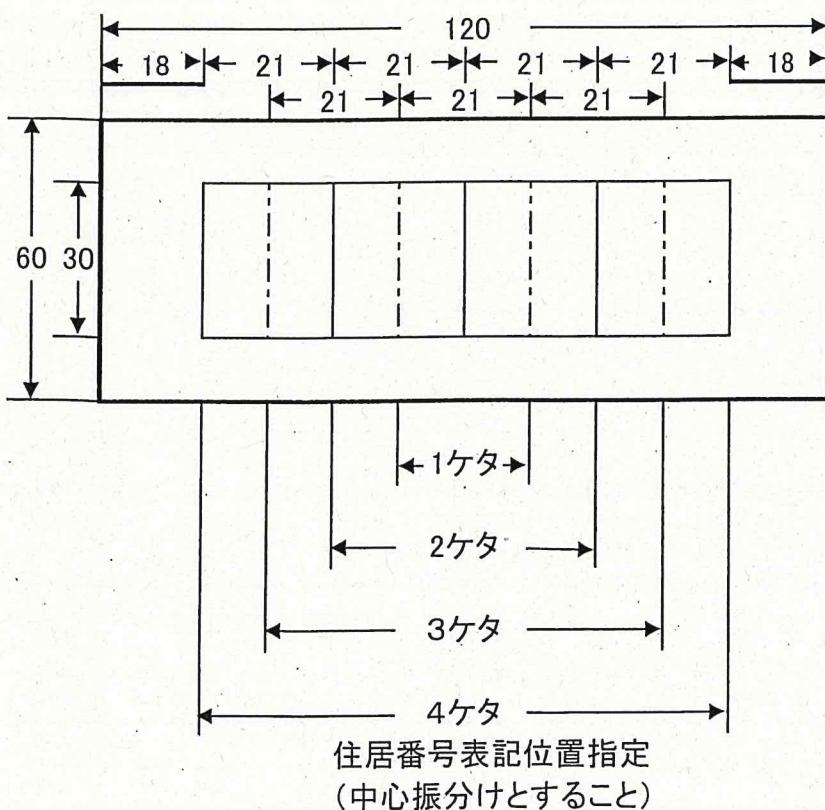
枝番表記位置指定



枝番表記位置指定

### ② 各戸の番号の表記

単位 ミリメートル



住居番号表記位置指定  
(中心振分けとすること)

○鶴岡市住居表示審議会条例

平成17年12月2-6日

条例第263号

改正 平成25年9月19日条例第37号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鶴岡市住居表示審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、住居表示に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公共的団体等の役員及び職員

(一部改正〔平成25年条例37号〕)

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事及び書記)

第7条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月19日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。

## ○鶴岡市住居表示に関する条例

平成17年10月1日

条例第13号

### (趣旨)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定に基づき、住居の表示に関して必要な事項を定めるものとする。

### (街区の区域)

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

### (住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として市長が別に定めるものを新築した者は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号を付け、又は従来の住居番号を変更し、若しくは廃止する必要が生じたときは市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項の届出若しくは前項の申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号を付け、変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号を付け、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人に通知しなければならない。

### (住居番号の表示)

第4条 建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市長が別に定める場合のほか、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならぬ。

- (1) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口付近
- (2) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路から離れている場合は、当該建物その他の工作物から道路への主要な通路が道路に接する付近

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、住居の表示に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○鶴岡市住居表示に関する規則

平成17年10月1日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市住居表示に関する条例（平成17年鶴岡市条例第13号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(街区符号設定等の通知)

第2条 条例第2条の規定により、街区を設定し、変更し、又は廃止したときは、街区符号（付定・変更・廃止）通知書（様式第1号）により通知する。

(住居表示を必要とする建物その他の工作物)

第3条 条例第3条第1項の規定により、住居表示を必要とする建物その他の工作物は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該建物その他の工作物が主たる建物その他の工作物に附属するものである場合には、この限りでない。

(1) 人の居住の用に供する建物

(2) 一部を人の居住の用に供し、又は供することができる前号以外の建物

(3) 学校、病院、博物館、保育園、野球場等その他これに類するもの

(4) 事務所、店舗、旅館、娯楽場、工場、作業場、倉庫、車庫等その他これに類するもの

(建物その他の工作物新築等の届出)

第4条 条例第3条第1項及び第2項の規定による建物その他の工作物新築の届出又は建物その他の工作物の改築、廃止等により、住居番号変更の申出をしようとする者は、建物その他の工作物新築等届書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(住居番号の付定、変更及び廃止の通知)

第5条 前条の規定による届出又は申出があったときは、条例第3条第4項の規定により、建物その他の工作物新築等届書（様式第2号）下欄の住居番号（付定・変更・廃止）通知書により通知するものとする。

2 条例第3条第3項の規定により住居番号が実態に照応しない旨の通知があった場合における市長の通知は、前項の規定を準用する。

(実態調査)

第6条 市長は、住居表示の正確な実施を図るため、必要と認める場合は、実態調査をするものとする。

(住居表示の様式)

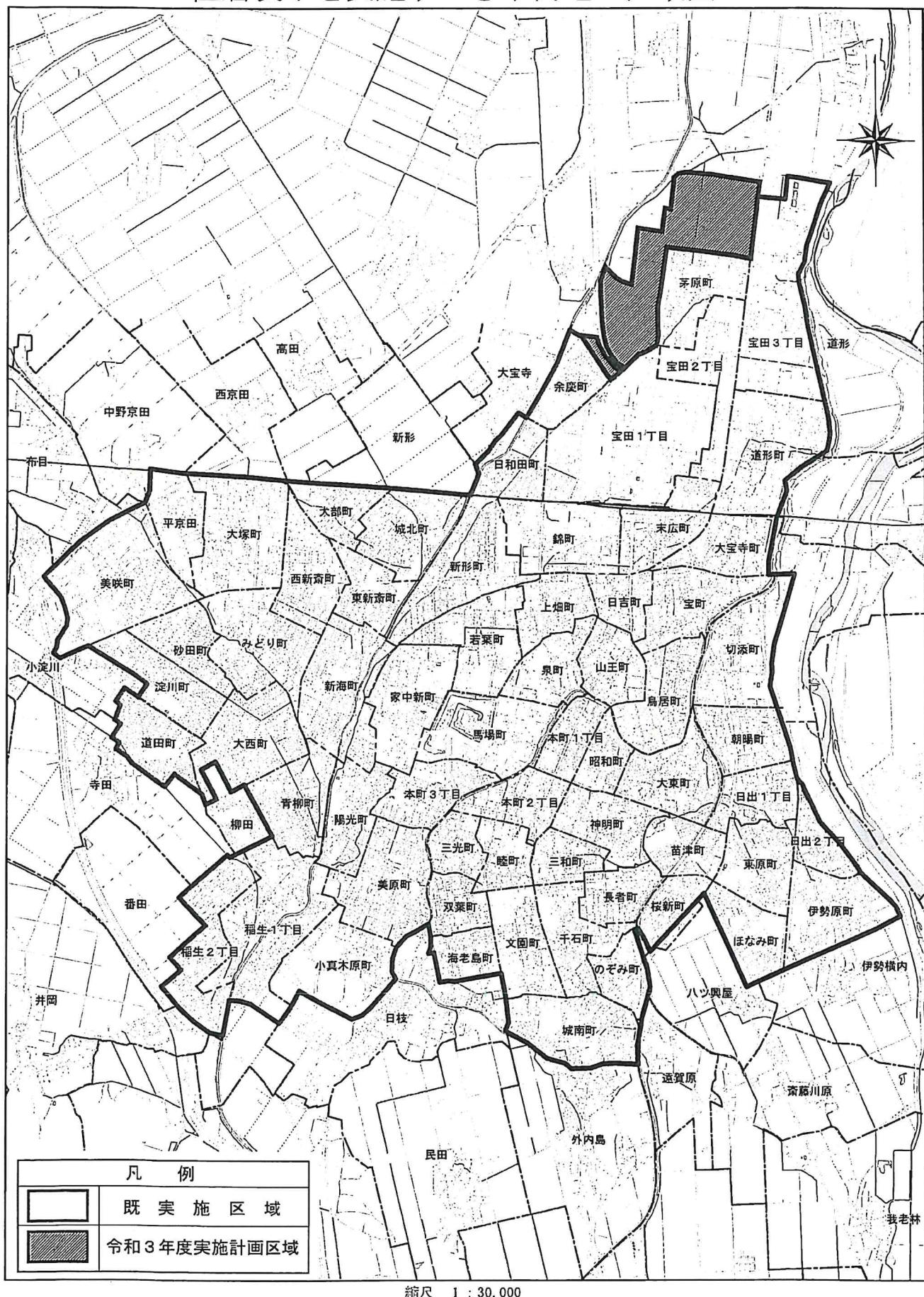
第7条 条例第4条の規定による住居番号の表示は、住居番号表示板（様式第3号）によりしなければならない。

- 2 建物が中高層のものである場合は、定められた表示板の大きさを、縦、横とも3倍まで大きくすることができる。ただし、縦、横の長さの割合を変えることはできない。
- 3 表示板を用いて表示することが困難な場合は、建物その他の工作物に塗書することができる。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

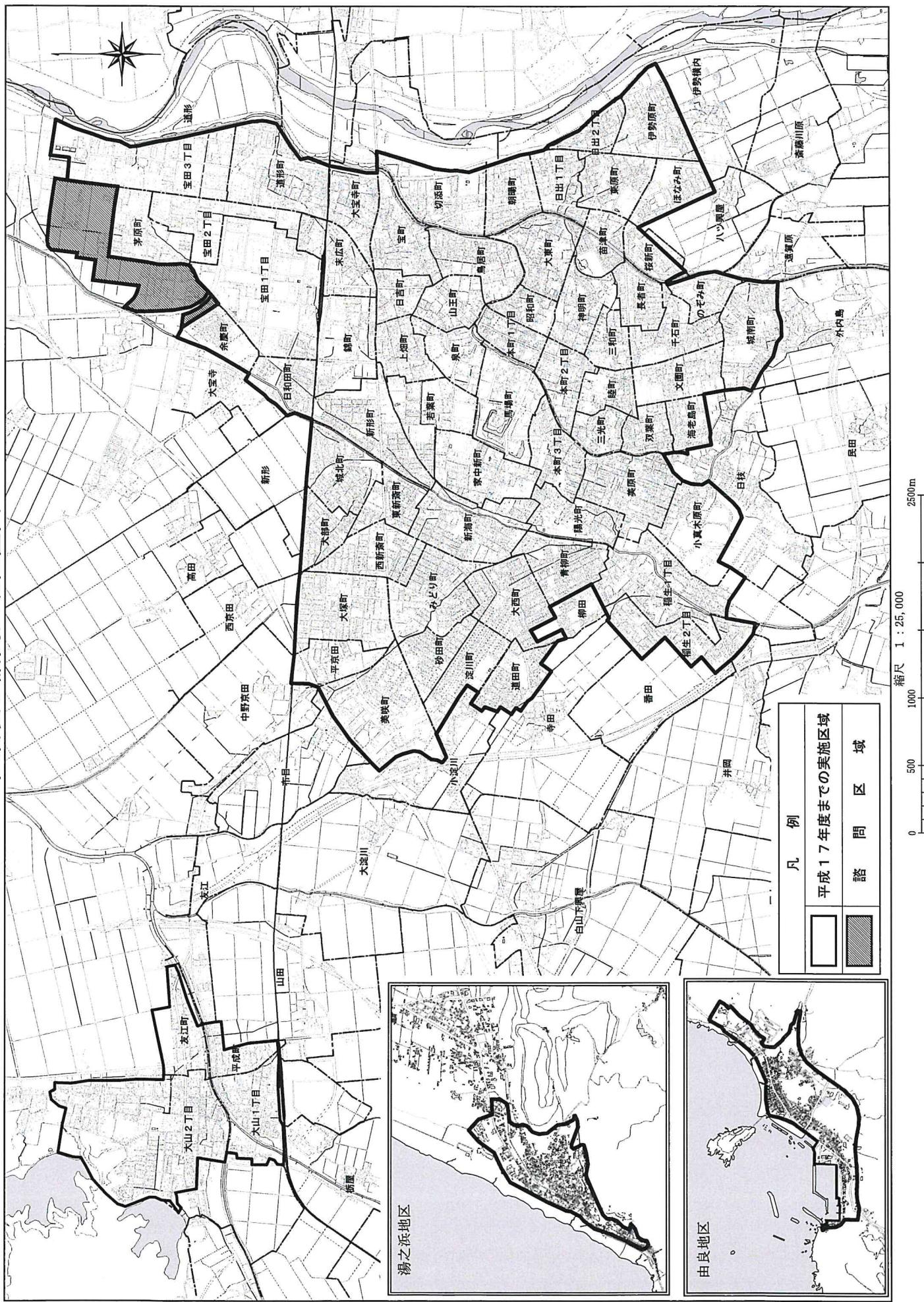
## 住居表示を実施すべき市街地の区域図



凡 例	
	既実施区域
	令和3年度実施計画区域

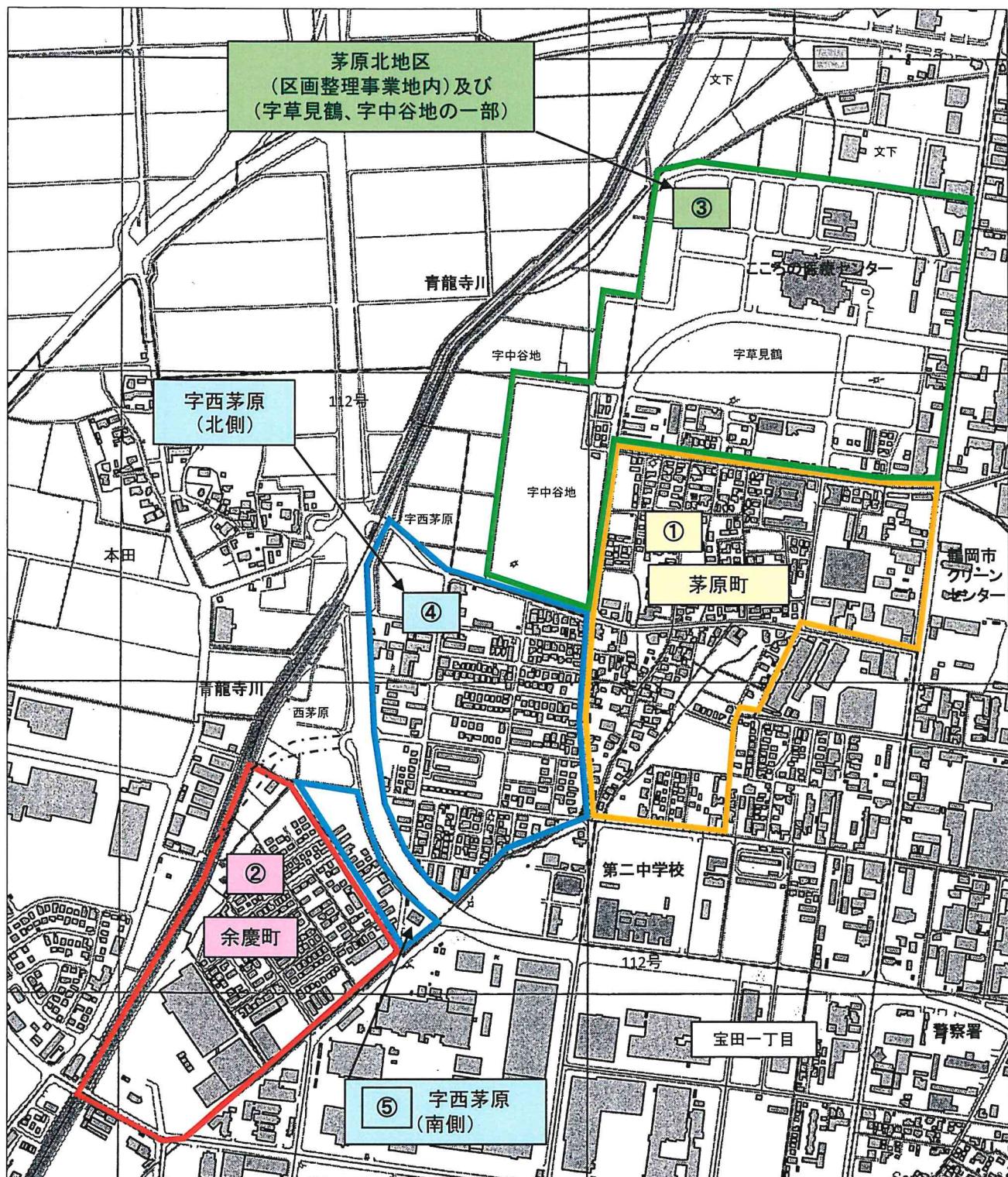
縮尺 1 : 30,000  
0 500 1000 2500m

## 住居表示諮詢区域位置図



## 住居表示実施計画区域(案)

別紙1



### 令和3年度に住居表示を実施する区域(案)

<茅原北地区画整理事業地内及びその周辺>

(1) 茅原北地区(茅原北地区画整理事業地、字草見鶴、字中谷地の一部) 地図③

(2) 字西茅原(一部除く) 地図④⑤